

○（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会条例

令和6年6月28日  
横須賀市条例第31号

（設置）

第1条 （仮称）西こども園の設計及び施工を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。
- （2）事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）専門的知識を有する者
- （3）市職員

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第7条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他の事項）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を

得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。